

2015-6-15  
No.960 250円

# 思想運動

## 活動家集団 思想運動

発行・小川町企画 〒113-0033 東京都文京区本郷3の38の10さかえビル2階 ☎03-3818-6671 FAX03-3818-3199 (郵便振替)00190-0-758235  
関西事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満4の5の28 塚本ビル2A ☎06-6362-9609  
購読料:年間6,000円 半年3,000円(送料共)



「労働者の生活・人権を破壊するな！」(6月12日、安倍政権の雇用破壊をゆるさない雇用共同アクション国会前行動)

### 諦めるな！ 抵抗は変化を生んでいる

### あらゆる運動を憲法闘争に集中させよう！

にそれぞれの課題に取り組む必要がある。

#### 君が代不起立裁判 で二つの勝利判決

「日の丸・君が代」拒否の裁判闘争での嬉しい判決が、五月末に続けて二つ出された。一つは、不起立のみを理由に退職後の再雇用が拒否された採用差別事件に対して三五名が訴えた事件に対する、東京地裁での勝利判決である。この判決では都教委による「裁量権の濫用」を断じ、原告へは再雇用された場合に支払われるはずだった賃金相当額だけでなく慰謝料の支払いまで認めさせた。

もう一つは、その三日後の二十八日の、根津公三さん、河原井純子さんの不起立を理由とした停職処分事件に対する東京高裁における「逆転勝訴」である。詳しくは本紙二面の根津さんの文章を読んでほしい。

まずは、不屈の意思で抵抗を続けてきたみなさんの勝利を、心から讃えたい。

どちらの判決も、直接の違憲判断は避けてはいるものの、教育委員会による「思想を捨てますか、それとも教員やめますか」と脅迫する処分があります。思想・信条の侵害で違法だと言っている。勤務中には思想・信条などない、あるいは起立や斉唱は「外形的行為」を命じているだけで思想・信条を侵害していない、と人格否定の論理まで持ち出してきたこれまでの司法府と比較すれば、明らかに変化が見取れる。

ここに現われた変化を、わたしたちはどう見るべきだろうか。

沖繩の地における反基地・平和運動となり、昨年末の県知事選挙の圧倒的勝利へと結実して以降、その闘いにけん引される形で起きている変化、福井の高浜原発の差し止め判決、「大阪都」構想住民投票の否決、そして直近の憲法審査会において三参事全員が戦争法を「違憲」とした発言、各紙世論調査では半数以上が戦争法や安倍政権の対応へのなんらかの危惧をもっているなどの一連の情勢の変化は、どれも「立憲主義」あるいは「法の支配」、その根幹である基本的人権の侵害、しかもそのやり方が粗雑でかつ強制的・暴力的であることへの大衆的「危機感」あるいは「違和感」が、潮目を変えさせつつあることを示している、とわたしは考える。

#### 和勢力の闘いが広範な統一的大衆運動となり、昨年末の県知事選挙の圧倒的勝利へと結実して以降、その闘いにけん引される形で起きている変化、福井の高浜原発の差し止め判決、「大阪都」構想住民投票の否決、そして直近の憲法審査会において三参事全員が戦争法を「違憲」とした発言、各紙世論調査では半数以上が戦争法や安倍政権の対応へのなんらかの危惧をもっているなどの一連の情勢の変化は、どれも「立憲主義」あるいは「法の支配」、その根幹である基本的人権の侵害、しかもそのやり方が粗雑でかつ強制的・暴力的であることへの大衆的「危機感」あるいは「違和感」が、潮目を変えさせつつあることを示している、とわたしは考える。

いま「潮目」との比較を使っただが、ここで強調したいことは、安倍自民党政権の破壊策動を「爾来」とは進めさせず、かれらにきわめて複雑な対応を強いているのは、自然的現象ではなく、各課題のけん引して諦めない粘り強い抵抗闘争の存在があるからである、ということである。「結局のところ抵抗しても無駄なのだ」という虚無主義が漂っている昨今であるからこそ、この抵抗闘争の意義を改めてしっかりと確認しよう。

#### 諸課題は憲法を軸 につながっている

しかし、その一方で個々バラバラに「それぞれが草の根的抵抗を続けさせたい」といっつかは……といったオポチュニズムにも未来はない、とわたしは言う。

「日の丸・君が代」は教師だけの、派遣法は非正規労働者だけの、労働時間原則の破壊は一部の高給取りだけの、原発はその地元自治体住民だけの、そして改憲は法規制だけの問題、憲法学者や弁護士だけの問題ではない。これらの諸課題はすべて憲法を結節点として二つの課題となる。したがって改憲阻止の闘いはあらゆる人びとの共通の闘争課題となりうる。

安倍が言う「岩盤規制」とは、つまりは人民の盾であり、支配権力を縛る憲法そのもの、支那の盾である。この盾を削ぐことが見え見えになっている。

#### 職場でいかに闘うか

しかし「法」が国家権力を後ろ盾にして人民を縛り、憲法は国家権力を縛るのだとしたらその後ろ盾は何なのか？ それはわれわれ人民の団結の質と量以外にない。とりわけ資本主義社会の生産関係においては労働者階級として存在するわれわれを意識する以外にはわれわれが依拠する対抗力はないのだ。

そして人民の抵抗力の基礎は、各人が自らの日常を見直す若干の勇氣に支えられる。勇氣とは感情の一つであるから、感情的な学習だけでは作られない。とまへ行ってもやっつけて労働者階級の未来を切り開くことができようか。

「君が代」不起立停職処分取消(根津公三)……2面  
戦後70年を問う(石原昌家)……3面  
オスプレイ横田基地配備反対(大洞俊之)……4面  
「JR東日本による不正運法取水裁判」が終結……6面  
〈連載〉朝鮮戦争従軍インテリ(三宮克己)……6面  
〈映画時評〉『ジョン・ラーベ』他……8面

### ●今号のおもな内容

- 「君が代」不起立停職処分取消(根津公三)……2面
- 戦後70年を問う(石原昌家)……3面
- オスプレイ横田基地配備反対(大洞俊之)……4面
- 「JR東日本による不正運法取水裁判」が終結……6面
- 〈連載〉朝鮮戦争従軍インテリ(三宮克己)……6面
- 〈映画時評〉『ジョン・ラーベ』他……8面

【藤原 晃】